

第5次沼津市男女共同基本計画 体系等の意見と検討

資料 5

| | 主な箇所 | 具体的な箇所 | 意見 | 委員 | 検討 |
|---|------|---|---|------|--|
| 1 | 体系 | 横断的視点 | コロナ禍により、より弱い立場の女性たち(派遣など非正規雇用女性、シングルマザー、保育、介護職などのエッセンシャルワーカー女性、中高年シングル女性など)の受ける仕事、生活リスクが現在すでにかつてないほど上昇しており、今後の事態の悪化がきわめて懸念される。これに対しては、特定の領域を問わずあらゆる施策、事業の実施にあたって、すべての担当課がこの問題意識を強く自覚して各施策、事業の実施にあたる必要があるため、全分野横断的な視点として、現在の①②に「③より弱い立場の女性の安心、安全な生活基盤の確立」を加えるべき。 | 犬塚委員 | 諮問案に反映 新型コロナ以降の社会・経済の変化が現在進行形で進んでいることを考慮し、横断的視点に「③より弱い立場の女性の安心、安全な生活基盤の確立」を加える。 |
| 2 | 体系 | 基本的施策2 「女性」に対する暴力等の根絶 | DV防止法では配偶者や内縁関係にある者からの暴力について規定されていて、特に「女性に対する暴力のみ」に限定しているものでないのに、基本的施策2で「女性に対する暴力」のみに限定されていることに逆に違和感を覚えた。子供や性的少数者等、守るべき者は他にもいることから、可能であれば「あらゆる暴力の根絶」とした方がよいのでは。 | 高原委員 | 諮問案に反映 国の第5次計画骨子案「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に合わせるとともに、「等」を加えて子どもや性的マイノリティを包摂する表現に変更する。 |
| 3 | 体系 | IV あらゆる分野における男女共同参画の推進 7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス | (16)は「推進」が2回出ており、女性活躍に理解のある事業所の取組促進でもいいのでは？ | 鈴木委員 | 諮問案に反映 「女性活躍に理解のある事業所の取組促進」に変更する。 |
| 4 | 体系 | ワーク・ライフ・バランスという用語 | 東京都や三鷹市等、「ライフ・ワーク・バランス」という用語を用いる自治体も増えている。無意識的に「ワーク」が優先という意識を植え付けることのないよう、「ライフ・ワーク・バランス」の語順に変えてはどうかと思う。 | 高原委員 | 委員会で説明 市民の意見や意識変化に関するアンケート調査を行うなどして、今期計画への反映にこだわらず、今後も引き続き検討していきたい。 |

第5次沼津市男女共同基本計画 体系等の意見と検討

資料5

| | 主な箇所 | 具体的な箇所 | 意見 | 委員 | 検討 |
|---|------|--|--|------|---|
| 5 | 体系 | 基本理念Ⅱ 基本的施策1 「性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現」 | セクシャルマイノリティの問題が顕在化してきているため、「多様な」「あらゆる」「すべての」性という書き方ができればと思う。もし、条例の文言からして基本理念には入れられない場合には、せめて基本的施策1に「多様な性」等の修飾語をつけられないか。「性」のみだと伝統的男女の性のみを対象としているようにも読めてしまう。 | 高原委員 | 委員会で検討 ・本市条例の冒頭前文に「すべての人が、その性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、(中略)」とあり、第3条(基本理念)においても「男女」を「すべての人」と解釈している。 ・基本的施策1の「性」については、男女の身体的差異も踏まえた内容といたく、性的マイノリティへの理解と配慮の課題については、施策の方針「多様な性のあり方の尊重」にて取り組んでいきたい。 |
| 6 | 体系 | 施策の方針 | (12)と(21)の違いは何でしょうか？(意思決定層への女性登用と実務者の違い?) | 鈴木委員 | 委員会で説明 (21)は地域づくりに関して、性別に関わらず、ともに地域活動に参画していく施策で、(12)は地域づくりに関して、女性活躍の視点にもクローズアップしながら行う施策です。 |
| 7 | 体系 | Ⅳ あらゆる分野における男女共同参画の推進 7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス | 15～18 のすみわけが分かりづらかったです。説明をお願いしたいです。また、(15)の男女平等は何を示していますか？ | 鈴木委員 | 委員会で説明 ・(15)第4次計画における職場領域の施策、「職場での男女共同参画意識の醸成」と「職場における男女平等の促進」を併合し、職場における男女共同参画の基本的な施策を位置付けたもの。勤務内容等の男女平等が含まれる。 ・(16)女性活躍の施策のうち、事業者が女性活躍の視点で主体的に取り組む施策をまとめたもの。 ・(17)女性活躍の施策のうち、労働者の能力発揮と雇用支援の環境づくりの施策をまとめたもの。 ・(18)男性を中心とした働き方と職場風土の改革の施策をまとめたもの。 |

第5次沼津市男女共同基本計画 体系等の意見と検討

資料5

| | 主な箇所 | 具体的な箇所 | 意見 | 委員 | 検討 | |
|----|-------|---|---|------|-------------|--|
| 8 | 体系 | 目標値欄 | 「モニタリング指標」とはどういうことを指すのでしょうか？ | 鈴木委員 | 委員会で説明 | 対象の状態を定期的に観察・記録し、原因や改善のために利用していく指標。 |
| 9 | 体系 | 第4次基本計画の施策の方針24 | 第4次基本計画にあった「女性の就職・再就職への支援」がなくなってしまったので、どこかに残すべきだと思う。入れるとすれば施策の方針13の後ろあたりか？ | 高原委員 | 委員会で検討 | ・第5次では施策の方針17「個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進」に女性の就職・再就職支援を盛り込みたい。 ・施策の方針17の言葉に「女性の就職・再就職」に入れるかについては諮問時に他の委員の意見を聞きながら検討したい。 |
| 10 | 施策の内容 | 基本理念IV 基本的施策6、7 「家庭、職場における男女共同参画、ワークライフバランスの推進」 | 沼津市のこの男女共同参画に対する丁寧な取り組みなどは本当にすばらしいと思っています。ワークライフバランスが実現できるまちとして、活気ある市民を受け入れる移住定住の取り組み、中心市街地の取り組みなどをもっとPRしていいと思います。 | 藤井委員 | 調整会議・幹事会で検討 | 事務事業の実践を、市民に向けた啓発や活動にとどまらず市内外へのPRにもつなげる。、「住み働きたくなるまち」として選ばれるよう、「人を中心とした持続可能なまち」の実現に向けた地域課題を解決する取り組みとしたい。 |
| 11 | 施策の内容 | 施策の内容(事務事業数) | 実施施策数が令和2年度に128だったものが、今回、84に絞られたことは、とても良かったと思います。施策を整理することで、担当課が何をすべきかが焦点化され、取組の明確化と評価が一体になると感じました。各課の計画票において、「3事業の目的」を踏まえ、「4事務事業」や「5主な活動事項」を示し、これらを受けた「6評価指標」を設定することで、評価改善に繋がると思います。 | 勝又委員 | 委員会で報告 | 第4次計画114施策、女性活躍計画74施策(重複有)から、第5次計画(案)は、85施策に整理した。実施課は第4次:32課から第5次:35課(予定)となった。 |

第5次沼津市男女共同基本計画 体系等の意見と検討

資料5

| | 主な箇所 | 具体的な箇所 | 意見 | 委員 | 検討 | |
|----|-------|------------------------------------|--|------|-------------|--|
| 12 | 施策の内容 | 新型コロナ以降の課題、懸念事項 | セミナーや研修、講座などにおいて懸念事項「有」にしている事務事業が多いが、オンライン(zoomなど)開催、YouTube配信など、具体的に計画しておいたほうが良いと思います。また、働き方改革やコロナ後の新たな日常の構築のため、更なるデジタル化の取り組みが必要だと考えます。(市役所の申請のオンライン化、リモートワークの推進、オープンデータの推進、税金の電子マネー納入など) | 藤井委員 | 調整会議・幹事会で検討 | デジタル化の取り組みは「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」の推進として有用であり、地域課題を解決する取り組みとしたい。市役所リモートワークは人事課にて掲載済み。情報基盤整備に関してICT推進室に検討依頼する。 |
| 13 | 施策の内容 | 基本理念Ⅲ 基本的施策5 「社会における女性の活躍推進」 | 男女問わず能力に応じて平等に管理職へのチャンスがあるという表現が含まれてくと更によいと思います。 | 藤井委員 | 委員会で検討 | 基本的施策4「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の文中または、施策の方針(10)、(11)の前文にふさわしい表現の追加を検討したい。 |